

令和 2 年 2 月 1 8 日

宮城県公報第 7 9 号別冊

区画漁業及び共同漁業の漁業種類，漁場の  
位置及び区域，漁業時期その他免許の内容  
たるべき事項，地元地区並びに関係地区



区画漁業



公示番号	漁業種目	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1313号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町 今柳磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.19' , 東経141° 32.13' の点 イ 北緯38° 45.42' , 東経141° 32.09' の点 ウ 北緯38° 45.43' , 東経141° 32.14' の点 エ オ 北緯38° 46.13' , 東経141° 31.99' の点 カ キ 北緯38° 46.17' , 東経141° 32.43' の点 ク ケ コ サ シ 北緯38° 45.29' , 東経141° 32.59' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常発生時の取扱い 養殖漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならぬ。	気仙沼市本吉町 中島、那名次、泉、下宿、平貝、菅の沢、小浜、二十一浜、鹿野、今柳磯、堀内、今柳磯、歌生、北男戸、磯野	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2401号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.40' , 東経141° 29.76' の点 イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ 北緯38° 28.47' , 東経141° 29.80' の点 北緯38° 28.65' , 東経141° 30.04' の点 北緯38° 28.63' , 東経141° 30.12' の点 北緯38° 28.30' , 東経141° 30.17' の点 北緯38° 28.08' , 東経141° 30.21' の点 北緯38° 28.04' , 東経141° 29.97' の点 北緯38° 28.00' , 東経141° 29.75' の点 北緯38° 27.99' , 東経141° 29.53' の点 北緯38° 28.10' , 東経141° 29.40' の点 北緯38° 28.12' , 東経141° 29.39' の点 北緯38° 28.20' , 東経141° 29.44' の点	1. エ、オ、カ、キ及びク、ケの点に夜間照明可能な探照灯を設置しなければならない。 (エ、カ、キ及びク、ケの点に設置する探照灯に於ては光到達距離3キロメートル以上とする。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常発生時の取扱い 養殖漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならぬ。	女川町指ヶ浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2403号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.95' , 東経141° 28.90' の点 イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ 北緯38° 28.11' , 東経141° 28.85' の点 北緯38° 28.15' , 東経141° 28.94' の点 北緯38° 28.13' , 東経141° 28.97' の点 北緯38° 28.16' , 東経141° 29.06' の点 北緯38° 28.05' , 東経141° 29.28' の点 北緯38° 28.04' , 東経141° 29.04' の点 北緯38° 27.96' , 東経141° 29.18' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常発生時の取扱い 養殖漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならぬ。	女川町指ヶ浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2418号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52' , 東経141° 29.81' の点 イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ 北緯38° 26.59' , 東経141° 30.09' の点 北緯38° 26.48' , 東経141° 30.12' の点 北緯38° 26.47' , 東経141° 30.05' の点 北緯38° 26.38' , 東経141° 30.06' の点 北緯38° 26.39' , 東経141° 30.10' の点 北緯38° 26.35' , 東経141° 30.15' の点 北緯38° 26.32' , 東経141° 30.17' の点 北緯38° 26.16' , 東経141° 30.18' の点 北緯38° 26.07' , 東経141° 29.86' の点 北緯38° 26.18' , 東経141° 29.78' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常発生時の取扱い 養殖漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならぬ。	女川町竹浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2421号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖菜 ほたて垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.21' , 東経141° 29.54' の点 イ 北緯38° 26.01' , 東経141° 29.56' の点 ウ 北緯38° 25.99' , 東経141° 29.34' の点 エ 北緯38° 26.20' , 東経141° 29.31' の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (先達距離3キロメートル以上とする。) 2 ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に關して、異常発生時の取扱いの報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)東が行う調査に協力しなければならぬ。	女川町竹浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2425号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖菜 ほたて垂下式養殖菜 かき垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 樺分崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04' , 東経141° 28.88' の点 イ 北緯38° 26.15' , 東経141° 28.87' の点 ウ 北緯38° 26.14' , 東経141° 28.95' の点 エ 北緯38° 26.02' , 東経141° 28.96' の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (先達距離3キロメートル以上とする。) 2 ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に關して、異常発生時の取扱いの報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)東が行う調査に協力しなければならぬ。	女川町樺分崎	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2431号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖菜 ほたて垂下式養殖菜 えいし垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 小栗浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.25' , 東経141° 27.51' の点 イ 北緯38° 26.30' , 東経141° 27.55' の点 ウ 北緯38° 26.24' , 東経141° 27.68' の点 エ 北緯38° 26.17' , 東経141° 27.62' の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に關して、異常発生時の取扱いの報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)東が行う調査に協力しなければならぬ。	女川町小栗浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2434号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖菜 ほたて垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.69' , 東経141° 28.16' の点 イ 北緯38° 25.62' , 東経141° 28.26' の点 ウ 北緯38° 25.52' , 東経141° 28.05' の点 エ 北緯38° 25.59' , 東経141° 27.96' の点 オ 北緯38° 25.69' , 東経141° 28.05' の点 カ 北緯38° 25.64' , 東経141° 28.11' の点	ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に關して、異常発生時の取扱いの報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)東が行う調査に協力しなければならぬ。	女川町高白浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2437号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖菜 かき垂下式養殖菜 ほたて垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.55' , 東経141° 28.44' の点 イ 北緯38° 25.71' , 東経141° 28.56' の点 ウ 北緯38° 25.19' , 東経141° 28.73' の点 エ 北緯38° 25.19' , 東経141° 28.58' の点 オ 北緯38° 25.43' , 東経141° 28.50' の点	ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に關して、異常発生時の取扱いの報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)東が行う調査に協力しなければならぬ。	女川町横浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2441号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖菜 ほたて垂下式養殖菜 かき垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 大石原地区	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.86', 東経141° 28.19' の点 イ 北緯38° 23.95', 東経141° 28.07' の点 ウ 北緯38° 23.98', 東経141° 28.11' の点 エ 北緯38° 24.01', 東経141° 28.06' の点 オ 北緯38° 24.29', 東経141° 28.42' の点 カ 北緯38° 24.29', 東経141° 28.43' の点 キ 北緯38° 24.23', 東経141° 28.42' の点 ク 北緯38° 24.22', 東経141° 28.52' の点 ケ 北緯38° 24.15', 東経141° 28.46' の点 コ 北緯38° 24.14', 東経141° 28.43' の点	ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に関しては、異常発生時の取への取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)取が行う調査に協力しなければならない。	女川町大石原	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2443号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖菜 かき垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 野々浜地区	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.91', 東経141° 28.40' の点 イ 北緯38° 23.83', 東経141° 28.46' の点 ウ 北緯38° 23.72', 東経141° 28.43' の点 エ 北緯38° 23.68', 東経141° 28.35' の点 オ 北緯38° 23.68', 東経141° 28.30' の点 カ 北緯38° 23.73', 東経141° 28.27' の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町野々浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2444号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖菜 かき垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 磯子浜地区	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.18', 東経141° 28.64' の点 イ 北緯38° 24.17', 東経141° 28.71' の点 ウ 北緯38° 23.96', 東経141° 28.82' の点 エ 北緯38° 23.95', 東経141° 28.76' の点 オ 北緯38° 24.04', 東経141° 28.68' の点 カ 北緯38° 24.00', 東経141° 28.61' の点 キ 北緯38° 23.95', 東経141° 28.53' の点 ク 北緯38° 23.96', 東経141° 28.48' の点 コ 北緯38° 23.86', 東経141° 28.51' の点 シ 北緯38° 23.85', 東経141° 28.50' の点 シ 北緯38° 23.93', 東経141° 28.43' の点	ア及びびの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町磯子浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2450号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖菜 ほたて垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 磯浜地区	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.97', 東経141° 29.28' の点 イ 北緯38° 25.32', 東経141° 29.56' の点 ウ 北緯38° 25.11', 東経141° 29.99' の点 エ 北緯38° 24.76', 東経141° 29.73' の点	1 ア及びびの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (先達距離9キロメートル以上とすること) 2 ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に関しては、異常発生時の取への取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)取が行う調査に協力しなければならない。	女川町磯浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2451号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	札幌郡女川町 小屋取地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 区画された区域 ア 北緯38° 24.38' , 東経141° 30.47' の点 イ 北緯38° 24.44' , 東経141° 30.54' の点 ウ 北緯38° 24.72' , 東経141° 30.80' の点 エ 北緯38° 24.55' , 東経141° 31.07' の点 オ 北緯38° 24.21' , 東経141° 30.74' の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (ウの点に設置する標識にあっては光線距離3キロメートル以上とすること) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常発生時の取への報告、養殖漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならぬ。	女川町 塚原, 小屋取	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2464号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	札幌郡女川町 出高別当浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 区画された区域 ア 北緯38° 26.52' , 東経141° 31.05' の点 イ 北緯38° 26.38' , 東経141° 31.13' の点 ウ 北緯38° 26.26' , 東経141° 30.99' の点 エ 北緯38° 26.27' , 東経141° 30.94' の点 オ 北緯38° 26.52' , 東経141° 30.94' の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光線距離3キロメートル以上とする こと) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の取への報告、 養殖漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2471号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	札幌郡女川町 江島水ノ平 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって画された区域 ア 北緯38° 23.90' , 東経141° 35.16' の点 イ 北緯38° 23.89' , 東経141° 35.20' の点 ウ 北緯38° 23.85' , 東経141° 35.18' の点 エ 北緯38° 23.81' , 東経141° 35.27' の点 オ 北緯38° 23.83' , 東経141° 35.28' の点 カ 北緯38° 23.82' , 東経141° 35.38' の点 ク 北緯38° 23.72' , 東経141° 35.48' の点 ケ 北緯38° 23.44' , 東経141° 35.14' の点 コ 北緯38° 23.57' , 東経141° 34.89' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の取への報告、 養殖漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町江島	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2501号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市常盤浜 内立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって画された 区域 ア 北緯38° 24.94' , 東経141° 31.66' の点 イ 北緯38° 24.17' , 東経141° 31.53' の点 ウ 北緯38° 24.31' , 東経141° 31.19' の点 エ 北緯38° 24.50' , 東経141° 31.23' の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の取への報告、 養殖漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市常盤浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで



公示番号	漁業種別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域 (経緯度数値は北緯東経による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2502号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市常盤浜 寺ノ下地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 区画 ア 北緯38° 23.15' , 東経141° 31.26' の点 イ 北緯38° 23.11' , 東経141° 31.41' の点 ウ 北緯38° 22.82' , 東経141° 31.55' の点 エ オ 北緯38° 22.79' , 東経141° 31.96' の点 カ 北緯38° 23.10' , 東経141° 32.39' の点 キ ク 北緯38° 23.04' , 東経141° 32.45' の点 北緯38° 22.50' , 東経141° 31.91' の点 北緯38° 22.71' , 東経141° 31.13' の点	1 カ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (先達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、水の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に関して、異常発生時の取扱い発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)風が行方調査に協力しなければならぬ。	石巻市常盤浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2503号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前瀬浜 田島浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって画まれた 区画 ア 北緯38° 24.24' , 東経141° 30.87' の点 イ 北緯38° 24.30' , 東経141° 30.95' の点 ウ エ オ 北緯38° 24.22' , 東経141° 31.19' の点 北緯38° 24.13' , 東経141° 31.15' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に関して、異常発生時の取扱い発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)風が行方調査に協力しなければならぬ。	石巻市前瀬浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2504号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで	石巻市前瀬浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって画まれた区画 ア 北緯38° 23.13' , 東経141° 31.22' の点 イ 北緯38° 22.71' , 東経141° 31.09' の点 ウ エ オ 北緯38° 22.73' , 東経141° 30.67' の点 北緯38° 23.07' , 東経141° 30.81' の点 北緯38° 23.06' , 東経141° 30.95' の点 カ 北緯38° 23.15' , 東経141° 31.05' の点	1 標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に関して、異常発生時の取扱い発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)風が行方調査に協力しなければならぬ。	石巻市前瀬浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2506号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで	石巻市前瀬浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって画まれた区画 ア 北緯38° 23.32' , 東経141° 30.56' の点 イ 北緯38° 23.25' , 東経141° 30.76' の点 ウ エ オ 北緯38° 22.72' , 東経141° 30.56' の点 北緯38° 22.73' , 東経141° 30.48' の点 北緯38° 22.90' , 東経141° 30.34' の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (先達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に関して、異常発生時の取扱い発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)風が行方調査に協力しなければならぬ。	石巻市前瀬浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2507号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖菜 ほたて垂下式養殖菜 かき垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市鮫浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.83' , 東経141° 29.62' の点 イ 北緯38° 22.85' , 東経141° 29.84' の点 ウ 北緯38° 22.89' , 東経141° 29.84' の点 エ 北緯38° 22.91' , 東経141° 30.11' の点 オ 北緯38° 22.87' , 東経141° 30.12' の点 カ 北緯38° 22.89' , 東経141° 30.31' の点 ク 北緯38° 22.73' , 東経141° 30.45' の点 ケ 北緯38° 22.71' , 東経141° 30.08' の点 北緯38° 22.69' , 東経141° 29.64' の点	1 キ、ク及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に關して、異常発生時の取扱い等規定された事項を規定した漁業管理規程を定めなければならない。 (2)魚が行う調査に協力しなければならない。	石巻市鮫浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2508号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖菜 ほや垂下式養殖菜 かき垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 12月31日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市鮫浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.65' , 東経141° 29.11' の点 イ 北緯38° 22.75' , 東経141° 29.12' の点 ウ 北緯38° 22.79' , 東経141° 29.51' の点 エ 北緯38° 22.62' , 東経141° 29.50' の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に關して、異常発生時の取扱い等規定された事項を規定した漁業管理規程を定めなければならない。 (2)魚が行う調査に協力しなければならない。	石巻市鮫浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2509号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖菜 ほや垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 12月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.51' , 東経141° 29.18' の点 イ 北緯38° 22.61' , 東経141° 29.20' の点 ウ 北緯38° 22.58' , 東経141° 29.67' の点 エ 北緯38° 22.47' , 東経141° 29.65' の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に關して、異常発生時の取扱い等規定された事項を規定した漁業管理規程を定めなければならない。 (2)魚が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2513号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖菜 ほや垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.32' , 東経141° 29.78' の点 イ 北緯38° 22.47' , 東経141° 29.80' の点 ウ 北緯38° 22.46' , 東経141° 29.92' の点 エ 北緯38° 22.31' , 東経141° 29.92' の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に關して、異常発生時の取扱い等規定された事項を規定した漁業管理規程を定めなければならない。 (2)魚が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2515号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖菜 ほたて垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月11日から 12月31日まで 9月11日から 翌年5月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.41' , 東経141° 28.98' の点 イ 北緯38° 22.54' , 東経141° 29.99' の点 ウ 北緯38° 22.57' , 東経141° 31.16' の点 エ 北緯38° 22.37' , 東経141° 30.99' の点 オ 北緯38° 22.43' , 東経141° 30.06' の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (ウの点に設置する標識は、光達距離3キロメートル以上とする。) 2 ほや垂下式養殖菜については、水の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に関して、異常発生時の取扱いの報告、養殖漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)魚が行方調査に協力しなければならぬ。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2537号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 9月11日から 翌年5月31日まで	石巻市大原浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.72' , 東経141° 27.11' の点 イ 北緯38° 20.06' , 東経141° 27.86' の点 ウ 北緯38° 19.94' , 東経141° 28.07' の点 エ 北緯38° 19.60' , 東経141° 27.18' の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。	石巻市大原浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2538号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖菜 ほや垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 1月11日から 12月31日まで 9月11日から 翌年5月31日まで	石巻市小瀬倉浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.93' , 東経141° 27.65' の点 イ 北緯38° 20.92' , 東経141° 27.71' の点 ウ 北緯38° 20.56' , 東経141° 27.70' の点 エ 北緯38° 20.45' , 東経141° 27.83' の点 オ 北緯38° 20.02' , 東経141° 27.60' の点 カ 北緯38° 19.84' , 東経141° 27.21' の点	1 ア及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式養殖菜については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖菜に関して、異常発生時の取扱いの報告、養殖漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)魚が行方調査に協力しなければならぬ。	石巻市小瀬倉浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2540号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	1月1日から 12月31日まで 9月11日から 翌年5月31日まで	石巻市小瀬倉浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16' , 東経141° 28.90' の点 イ 北緯38° 20.04' , 東経141° 27.08' の点 ウ 北緯38° 19.80' , 東経141° 26.97' の点 エ 北緯38° 19.59' , 東経141° 27.12' の点 オ 北緯38° 19.37' , 東経141° 26.53' の点 カ 北緯38° 19.48' , 東経141° 26.34' の点 キ 北緯38° 19.92' , 東経141° 26.77' の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。	石巻市小瀬倉浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2541号	第1種区画漁業	種かき垂下式養殖菜 わかめ養殖菜	7月1日から 9月30日まで 9月11日から 翌年5月31日まで	石巻市小瀬倉浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.48' , 東経141° 26.34' の点 イ 北緯38° 19.37' , 東経141° 26.53' の点 ウ 北緯38° 19.34' , 東経141° 26.46' の点 エ 北緯38° 19.44' , 東経141° 26.30' の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (エの点に設置する標識は、光達距離3キロメートル以上とする。)	石巻市小瀬倉浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで



# 第一種共同漁業



公示番号	免 許 の 内 容		た る べ き 事 項	制限又は条件	関係地区	存続期間	
	漁業の種類	漁業の名称					漁場の位置
共第101号	第1種共同漁業	漁業の名称 あわび漁業 あさり漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがいがい) いがい漁業(方言しうりがいがい) ほたてがいがい漁業 かき漁業 こしたかががらがら漁業(方言つづぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) いぎす漁業 つのまた漁業 ほんだわわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 気仙沼市 唐桑町地先	漁場の区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 58.24' , 経度141° 37.89' の点 イ 緯度38° 58.31' , 経度141° 39.11' の点 ウ 緯度38° 56.63' , 経度141° 40.10' の点 エ 緯度38° 55.74' , 経度141° 40.59' の点 オ 緯度38° 51.48' , 経度141° 41.29' の点 カ 緯度38° 50.83' , 経度141° 40.95' の点 キ 緯度38° 51.07' , 経度141° 39.25' の点 ク 緯度38° 51.61' , 経度141° 38.76' の点 ケ 緯度38° 52.62' , 経度141° 38.40' の点 コ 緯度38° 53.37' , 経度141° 37.57' の点 サ 緯度38° 53.29' , 経度141° 37.36' の点 シ 緯度38° 53.07' , 経度141° 37.17' の点 ス 緯度38° 52.83' , 経度141° 36.95' の点 セ 緯度38° 52.79' , 経度141° 36.82' の点 ソ 緯度38° 52.88' , 経度141° 36.77' の点		気仙沼市唐桑町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免 許 の 内 容		た る べ き 事 項	制限又は条件	関係地区	存続期間	
	漁業の種類	漁業の名称					漁場の位置
共第102号	第1種共同漁業	漁業の名称 あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言うりがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) かき漁業 ほたてががい漁業 もすそががい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 つのまた漁業 あかもく漁業	漁場の位置 気仙沼市 大島地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サ, シ, ス, アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.69', 経度141° 36.06' の点 イ 緯度38° 52.79', 経度141° 36.82' の点 ウ 緯度38° 52.83', 経度141° 36.95' の点 エ 緯度38° 53.07', 経度141° 37.17' の点 オ 緯度38° 53.37', 経度141° 37.57' の点 カ 緯度38° 52.62', 経度141° 38.40' の点 キ 緯度38° 51.61', 経度141° 38.76' の点 ク 緯度38° 51.07', 経度141° 39.25' の点 ケ 緯度38° 50.11', 経度141° 39.25' の点 コ 緯度38° 49.13', 経度141° 38.04' の点 サ 緯度38° 49.07', 経度141° 37.31' の点 シ 緯度38° 50.04', 経度141° 36.54' の点 ス 緯度38° 51.85', 経度141° 35.77' の点		気仙沼市大島	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第103号	第1種共同漁業	漁業の名称 あわび漁業 あさり漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) うちむらさき漁業(方言よめがい) ほたてががい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 気仙沼市地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サ, シを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.88', 経度141° 36.77' の点 イ 緯度38° 52.79', 経度141° 36.82' の点 ウ 緯度38° 52.69', 経度141° 36.06' の点 エ 緯度38° 52.71', 経度141° 35.91' の点 オ 緯度38° 52.98', 経度141° 35.75' の点 カ 緯度38° 53.25', 経度141° 35.71' の点 キ 緯度38° 53.46', 経度141° 35.63' の点 ク 緯度38° 53.46', 経度141° 35.61' の点 ケ 緯度38° 53.54', 経度141° 35.57' の点 コ 緯度38° 53.58', 経度141° 35.47' の点 サ 緯度38° 53.60', 経度141° 35.30' の点 シ 緯度38° 53.67', 経度141° 35.29' の点		気仙沼市 蔵底 浪板 大浦 小々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで



公示番号	免 許 の 内 容		漁場の位置	漁 場 区 域 (経緯度数値は世界測地系による)		制限又は条件	関係地区	存続期間	
	漁業の種類	漁業の名称		漁業の時期	漁場の名称				
共第104号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あづまにしき漁業(方言あかさざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	気仙沼市地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.12', 経度141° 35.41' の点 イ 緯度38° 53.01', 経度141° 35.67' の点 ウ 緯度38° 52.74', 経度141° 35.72' の点 エ 緯度38° 52.69', 経度141° 36.06' の点 オ 緯度38° 51.85', 経度141° 35.77' の点 カ 緯度38° 52.09', 経度141° 35.20' の点	気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで			
共第105号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あづまにしき漁業(方言あかさざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 えぞぼら漁業(方言つぶ) ぼたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 いぎす漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	気仙沼市地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.09', 経度141° 35.20' の点 イ 緯度38° 51.85', 経度141° 35.77' の点 ウ 緯度38° 50.04', 経度141° 36.54' の点 エ 緯度38° 49.33', 経度141° 36.91' の点 オ 緯度38° 48.63', 経度141° 36.77' の点 カ 緯度38° 49.51', 経度141° 35.04' の点	気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで			

公示番号	免 許 の 内 容		た る べ き 事 項	制限又は条件	関係地区	存続期間	
	漁業の種類	漁業の名称					漁場の位置
共第106号	第1種共同漁業	漁業の名称 あわび漁業 あさり漁業 いがいがい漁業(方言しうりがいがい) うばがいがい漁業(方言ほっきがいがい) はまぐり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかほたた漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	漁場の位置 気仙沼市 本吉町地先	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア, イ, ウ, エ, オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.51', 経度141° 35.04' の点 イ 緯度38° 48.67', 経度141° 36.69' の点 ウ 緯度38° 48.47', 経度141° 36.79' の点 エ 緯度38° 47.01', 経度141° 33.01' の点 オ 緯度38° 47.67', 経度141° 31.91' の点	制限又は条件	関係地区 気仙沼市本吉町 沖ノ田 後田 土樋下 葛蒲沢 道貫 石川原 寺沢 直伝 長畑 野々下 洞沢 長根 大谷 寺谷 窪 三島 滝根 九多丸 木戸 日門 山谷 田ノ沢 天ヶ沢 猿内 大森 前浜 谷地 府中 大杵木 高 赤牛 小金沢	存続期間 令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免許の内容		免許の名称	漁業の時期	漁場の位置	ベ ー 基 事 項		制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称				漁場区域	域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第107号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しりがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 おごのり漁業 つのもた漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	気仙沼市 本吉町地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.67', 経度141° 31.92' の点 イ 緯度38° 47.01', 経度141° 33.01' の点 ウ 緯度38° 45.30', 経度141° 32.97' の点 エ 緯度38° 45.14', 経度141° 32.48' の点 オ 緯度38° 45.05', 経度141° 32.03' の点 カ 緯度38° 44.90', 経度141° 31.82' の点		気仙沼市本吉町 幸土 大沢 津谷長根 風越 登米沢 北明戸 道外 中島 卯名沢 泉 下宿 平 菅の沢 小浜 二十一浜 長窪 柳沢 今朝磯 畷生 蔵内 蕨野	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		

公示番号	漁業種類		免許の内容		内容		ベき事項		関係地区	制限又は条件	存続期間
	第1種共同漁業	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	区域(経緯度数値は世界測地系による)					
共第108号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) あかはた漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 こしたかがらがら漁業(方言つぶ) ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.90', 経度141° 31.82' の点 イ 緯度38° 45.14', 経度141° 32.48' の点 ウ 緯度38° 45.36', 経度141° 33.14' の点 エ 緯度38° 45.38', 経度141° 33.64' の点 オ 緯度38° 45.43', 経度141° 34.43' の点 カ 緯度38° 44.57', 経度141° 35.38' の点 キ 緯度38° 42.62', 経度141° 35.46' の点 ク 緯度38° 40.88', 経度141° 35.18' の点 ケ 緯度38° 40.56', 経度141° 33.74' の点 コ 緯度38° 40.88', 経度141° 30.65' の点 サ 緯度38° 41.46', 経度141° 30.29' の点	南三陸町歌津		令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで			
共第109号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.46', 経度141° 30.29' の点 イ 緯度38° 40.88', 経度141° 30.65' の点 ウ 緯度38° 40.50', 経度141° 31.12' の点 エ 緯度38° 39.75', 経度141° 30.81' の点 オ 緯度38° 39.16', 経度141° 26.68' の点	南三陸町志津川 細浦 清水 荒砥 平磯 袖浜 大森 本浜 汐見 大久保 林	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで				

公示番号	免 許 の 内 容		た る べ き 事 項	制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称				
共第111号	第1種共同漁業	漁業の名称 あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	漁場の位置 本吉郡南三陸町戸倉地先	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア, イ, ウ, エ, オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16', 経度141° 26.68' の点 イ 緯度38° 39.75', 経度141° 30.81' の点 ウ 緯度38° 39.06', 経度141° 32.38' の点 エ 緯度38° 37.35', 経度141° 34.13' の点 オ 緯度38° 37.83', 経度141° 31.69' の点	南三陸町戸倉	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第112号	第1種共同漁業	漁業の名称 あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うぼがい漁業(方言ほっきがい) こしたかがんがら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業	石巻市 北上町地先	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 37.83', 経度141° 31.69' の点 イ 緯度38° 37.35', 経度141° 34.12' の点 ウ 緯度38° 36.67', 経度141° 33.95' の点 エ 緯度38° 34.68', 経度141° 29.30' の点 オ 緯度38° 34.52', 経度141° 27.78' の点 カ 緯度38° 34.69', 経度141° 27.52' の点	石巻市北上町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免許の内容		区域	事項	制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称					
共第113号	第1種共同漁業	漁業の名称 あざり漁業 うばがいの漁業(方言ほっきがいの漁業) おおのがいの漁業 かき漁業 はまぐり漁業 いがいの漁業(方言しうりがいの) なまこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 石巻市長面地先	漁場の区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア, イを結んだ線とそれより以西の長面浦の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.73', 経度141° 27.62' の点 イ 緯度38° 33.79', 経度141° 27.68' の点		石巻市長面	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第114号	第1種共同漁業	あわび漁業 うばがいの漁業(方言ほっきがいの) はまぐり漁業 こたまがいの漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	石巻市長面地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オを順次に結んだ線及び点カ, キを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 34.51', 経度141° 27.67' の点 イ 緯度38° 34.38', 経度141° 28.38' の点 ウ 緯度38° 34.22', 経度141° 28.86' の点 エ 緯度38° 33.95', 経度141° 29.06' の点 オ 緯度38° 33.52', 経度141° 28.83' の点 カ 緯度38° 33.79', 経度141° 27.68' の点 キ 緯度38° 33.73', 経度141° 27.62' の点		石巻市長面, 尾崎	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免 許 の 内 容		た る べ さ 事 項	制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称				
共第115号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 石巻市 雄勝町地先	漁場の区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、スを 順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 ア 緯度38° 33.52' , 経度141° 28.83' の点 イ 緯度38° 33.95' , 経度141° 29.06' の点 ウ 緯度38° 33.71' , 経度141° 29.26' の点 エ 緯度38° 34.09' , 経度141° 31.12' の点 オ 緯度38° 33.91' , 経度141° 31.65' の点 カ 緯度38° 33.46' , 経度141° 32.42' の点 キ 緯度38° 31.63' , 経度141° 33.59' の点 ク 緯度38° 30.06' , 経度141° 33.21' の点 ケ 緯度38° 29.59' , 経度141° 32.99' の点 コ 緯度38° 28.71' , 経度141° 32.10' の点 サ 緯度38° 29.01' , 経度141° 31.13' の点 シ 緯度38° 29.60' , 経度141° 30.88' の点 ス 緯度38° 29.64' , 経度141° 30.92' の点	石巻市雄勝町 名振 船越 大須 熊沢 羽坂 桑浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第116号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 石巻市 雄勝町地先	漁場の区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80' , 経度141° 29.75' の点 イ 緯度38° 28.71' , 経度141° 30.15' の点 ウ 緯度38° 29.01' , 経度141° 31.13' の点 エ 緯度38° 29.60' , 経度141° 30.88' の点 オ 緯度38° 29.64' , 経度141° 30.92' の点	石巻市雄勝町 立浜 大浜 小島 明神 雄勝 船戸 唐桑 水浜 分浜 波板	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免許の内容		漁業の時期	漁場の位置	ベき事項		制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称			漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)				
共第117号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	社鹿郡女川町 出島地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.30', 経度141° 30.42' の点 イ 緯度38° 27.93', 経度141° 30.30' の点 ウ 緯度38° 27.22', 経度141° 30.83' の点 エ 緯度38° 27.03', 経度141° 30.84' の点 オ 緯度38° 26.61', 経度141° 30.81' の点 カ 緯度38° 25.60', 経度141° 30.58' の点 キ 緯度38° 25.34', 経度141° 31.45' の点 ク 緯度38° 26.24', 経度141° 34.54' の点 ケ 緯度38° 28.03', 経度141° 34.39' の点 コ 緯度38° 28.52', 経度141° 31.31' の点		女川町出島	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第118号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	社鹿郡女川町 指浜, 御前浜, 尾浦, 竹ノ浦, 桐ヶ崎地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80', 経度141° 29.75' の点 イ 緯度38° 28.71', 経度141° 30.15' の点 ウ 緯度38° 28.14', 経度141° 29.89' の点 エ 緯度38° 27.93', 経度141° 30.30' の点 オ 緯度38° 27.22', 経度141° 30.73' の点 カ 緯度38° 27.03', 経度141° 30.84' の点 キ 緯度38° 26.61', 経度141° 30.81' の点 ク 緯度38° 25.60', 経度141° 30.58' の点 ケ 緯度38° 25.87', 経度141° 28.43' の点 コ 緯度38° 26.25', 経度141° 27.95' の点 サ 緯度38° 26.33', 経度141° 28.04' の点		女川町 指浜 御前浜 尾浦 竹ノ浦 桐ヶ崎	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	



公示番号	免 許 の 内 容		漁場の位置	漁 場 区 域 (経緯度数値は世界測地系による)		制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称		漁業の時期	漁場の位置			
共第119号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜, 宮ヶ崎, 女川, 鷺神, 小乗浜地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, クを順次に結んだ線並びに両線間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.04', 経度141° 27.70' の点 イ 緯度38° 26.33', 経度141° 28.04' の点 ウ 緯度38° 26.43', 経度141° 27.29' の点 エ 緯度38° 26.68', 経度141° 27.02' の点		女川町 石浜 宮ヶ崎 女川 鷺神 小乗浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第120号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜, 横浦, 大石原, 野々浜, 飯子浜, 塚浜, 小屋取地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.04', 経度141° 27.70' の点 イ 緯度38° 26.24', 経度141° 27.94' の点 ウ 緯度38° 25.87', 経度141° 28.43' の点 エ 緯度38° 24.96', 経度141° 31.32' の点 オ 緯度38° 24.47', 経度141° 31.16' の点 カ 緯度38° 24.12', 経度141° 30.55' の点 キ 緯度38° 24.32', 経度141° 30.39' の点 ク 緯度38° 24.36', 経度141° 30.09' の点		女川町 高白浜 横浦 大石原 野々浜 飯子浜 塚浜 小屋取	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第121号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 こんぶ漁業 のり漁業(方言いわのり) まつも漁業 てんぐさ漁業 つのまたわら漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市奇磯, 前網地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.87', 経度141° 31.70' の点 イ 緯度38° 24.47', 経度141° 31.16' の点 ウ 緯度38° 24.12', 経度141° 30.55' の点 エ 緯度38° 23.99', 経度141° 30.64' の点 オ 緯度38° 23.96', 経度141° 30.64' の点		石巻市 奇磯 前網	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免 許 の 内 容		た る	事 項		関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称		漁業の時期	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による)		
共第122号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんたわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	漁場の位置 社鹿郡女川 町二股地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.87', 経度141° 31.70' の点 イ 緯度38° 24.47', 経度141° 31.16' の点 ウ 緯度38° 25.34', 経度141° 31.45' の点 エ 緯度38° 24.58', 経度141° 34.05' の点 オ 緯度38° 23.83', 経度141° 33.70' の点 カ 緯度38° 24.15', 経度141° 32.15' の点 キ 緯度38° 24.09', 経度141° 32.12' の点	女川町 石巻市 寄磯	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第123号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんたわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	社鹿郡女川 町江島地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.24', 経度141° 34.54' の点 イ 緯度38° 25.34', 経度141° 31.45' の点 ウ 緯度38° 24.58', 経度141° 34.05' の点 エ 緯度38° 23.83', 経度141° 33.70' の点 オ 緯度38° 22.98', 経度141° 34.87' の点 カ 緯度38° 22.61', 経度141° 36.21' の点 キ 緯度38° 23.30', 経度141° 36.83' の点 ク 緯度38° 25.96', 経度141° 36.36' の点	女川町 江島	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項		制限又は条件	関係地区	存続期間	
	漁業の種類	漁業の名称				
共第124号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) えぞぼら漁業(方言つぶら) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 石巻市寄磯、 前網、鮫浦地 先	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.64' , 経度141° 29.00' の点 イ 緯度38° 22.81' , 経度141° 30.55' の点 ウ 緯度38° 22.21' , 経度141° 33.37' の点 エ 緯度38° 23.86' , 経度141° 33.57' の点 オ 緯度38° 24.15' , 経度141° 32.15' の点 カ 緯度38° 24.09' , 経度141° 32.12' の点	石巻市 寄磯 前網 鮫浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第125号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 石巻市泊浜、 谷川地先	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.39' , 経度141° 32.09' の点 イ 緯度38° 20.21' , 経度141° 32.75' の点 ウ 緯度38° 21.56' , 経度141° 32.21' の点 エ 緯度38° 22.43' , 経度141° 31.24' の点 オ 緯度38° 22.64' , 経度141° 29.03' の点 カ 緯度38° 22.64' , 経度141° 29.00' の点	石巻市 泊浜 谷川	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免 許 の 内 容		免 許 区 域 (経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称				
共第126号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	石巻市 新山浜地先	次の点ア, イ, ウ, エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.35', 経度141° 32.43' の点 イ 緯度38° 18.35', 経度141° 32.74' の点 ウ 緯度38° 20.21', 経度141° 32.75' の点 エ 緯度38° 20.39', 経度141° 32.09' の点	石巻市 新山浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第127号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	石巻市 新山浜地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.62', 経度141° 32.83' の点 イ 緯度38° 15.90', 経度141° 36.10' の点 ウ 緯度38° 18.11', 経度141° 36.40' の点 エ 緯度38° 18.70', 経度141° 36.27' の点 オ 緯度38° 19.86', 経度141° 35.69' の点 カ 緯度38° 19.79', 経度141° 33.53' の点 キ 緯度38° 18.98', 経度141° 33.24' の点 ク 緯度38° 18.35', 経度141° 32.74' の点 ケ 緯度38° 17.87', 経度141° 32.54' の点 コ 緯度38° 17.64', 経度141° 32.24' の点	石巻市 寄磯 前網 蛟浦 泊浜 谷川 新山浜 鮎川浜 十八成浜 長渡浜 小淵浜 絵分浜 大原浜 清水田浜 小網倉浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項		関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称		
共第128号	第1種共同漁業	漁業の名称 あわび漁業 あさりの漁業 ほたてがいの漁業(方言ほっきがい) うばがいの漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 つのまた漁業 まつも漁業 いがい漁業(方言しうりがい) ほんだわら漁業 あかもく漁業	石巻市 鮎川浜 十八成浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第129号	第1種共同漁業	漁業の名称 あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	石巻市 長渡浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免許の内容		免許の区域	事項	制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称					
共第130号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 石巻市 網地浜地先	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.33', 経度141° 28.99' の点 イ 緯度38° 16.88', 経度141° 29.52' の点 ウ 緯度38° 17.04', 経度141° 29.26' の点 エ 緯度38° 17.52', 経度141° 28.39' の点 オ 緯度38° 17.81', 経度141° 27.08' の点 カ 緯度38° 16.90', 経度141° 26.74' の点 キ 緯度38° 16.42', 経度141° 26.22' の点 ク 緯度38° 14.68', 経度141° 27.16' の点 ケ 緯度38° 15.61', 経度141° 28.41' の点		石巻市 網地浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第132号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あちめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 石巻市 田代浜地先	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.81', 経度141° 27.08' の点 イ 緯度38° 19.25', 経度141° 25.23' の点 ウ 緯度38° 19.31', 経度141° 24.21' の点 エ 緯度38° 18.40', 経度141° 23.51' の点 オ 緯度38° 17.58', 経度141° 24.05' の点 カ 緯度38° 16.38', 経度141° 24.19' の点 キ 緯度38° 16.42', 経度141° 26.22' の点 ク 緯度38° 16.90', 経度141° 26.74' の点		石巻市 田代浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免許の内容		漁業の時期	漁場の位置	きき事項		制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称			漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	漁場			
共第133号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 しゃこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 小網倉, 小瀬浜, 大原浜, 給分浜, 清水田地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.43', 経度141° 27.01' の点 イ 緯度38° 20.14', 経度141° 26.85' の点 ウ 緯度38° 19.80', 経度141° 27.27' の点 エ 緯度38° 19.03', 経度141° 26.09' の点 オ 緯度38° 18.00', 経度141° 28.06' の点 カ 緯度38° 18.20', 経度141° 28.57' の点 キ 緯度38° 18.33', 経度141° 29.01' の点 ク 緯度38° 18.47', 経度141° 29.21' の点		石巻市 小網倉浜 大原浜 給分浜 清水田浜 小瀬浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第134号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜, 竹浜, 狐崎, 鹿立, 福貴浦 地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.27', 経度141° 27.03' の点 イ 緯度38° 22.37', 経度141° 27.02' の点 ウ 緯度38° 21.89', 経度141° 25.19' の点 エ 緯度38° 21.20', 経度141° 24.32' の点 オ 緯度38° 20.51', 経度141° 24.52' の点 カ 緯度38° 20.28', 経度141° 25.58' の点 キ 緯度38° 20.14', 経度141° 26.85' の点 ク 緯度38° 20.43', 経度141° 27.00' の点		石巻市 牧浜 竹浜 狐崎 鹿立 福貴浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第135号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市折浜, 蛤浜, 桃浦, 月浦, 侍浜, 萩浜, 小積 地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.41', 経度141° 23.52' の点 イ 緯度38° 23.08', 経度141° 23.74' の点 ウ 緯度38° 23.33', 経度141° 24.18' の点 エ 緯度38° 21.89', 経度141° 25.19' の点 オ 緯度38° 22.37', 経度141° 27.07' の点 カ 緯度38° 22.27', 経度141° 27.03' の点		石巻市 折浜 蛤浜 桃浦 月浦 侍浜 萩浜 小積	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

公示番号	免許の内容		漁業の時期	漁場の位置	事項		制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称			漁場区域	(経緯度数値は世界測地系による)			
共第136号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 小竹浜地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.18', 経度141° 21.96' の点 イ 緯度38° 23.07', 経度141° 21.70' の点 ウ 緯度38° 22.51', 経度141° 21.91' の点 エ 緯度38° 22.38', 経度141° 22.40' の点 オ 緯度38° 23.08', 経度141° 23.74' の点 カ 緯度38° 23.41', 経度141° 23.52' の点		石巻市 小竹浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第137号	第1種共同漁業	あわび漁業 ばかがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 しやこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市渡波 佐須浜地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.17', 経度141° 21.93' の点 イ 緯度38° 24.13', 経度141° 21.46' の点 ウ 緯度38° 23.31', 経度141° 21.58' の点 エ 緯度38° 23.07', 経度141° 21.70' の点 オ 緯度38° 23.18', 経度141° 21.96' の点		石巻市 渡波 佐須浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第138号	第1種共同漁業	あさり漁業 あづまにしき漁業(方言あかさざらがい) かき漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 しやこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市渡波 地先(万石浦)	次の点ア, イ, ウを順次に結んだ線及び点エ, オを結んだ線並びに阿線間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01', 経度141° 24.57' の点 イ 緯度38° 25.23', 経度141° 23.79' の点 ウ 緯度38° 26.19', 経度141° 24.00' の点 エ 緯度38° 25.00', 経度141° 22.26' の点 オ 緯度38° 24.98', 経度141° 22.36' の点		石巻市 渡波 (佐須浜を除く) 福井	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	



公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項		制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称 漁場の位置			
共第139号	第1種共同漁業 あさり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業, おごのり漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁場の位置 社務郡女川 町浦宿, 大沢, 針浜地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カを順次に結んだ線と女川町針浜浦宿大沢を通る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01', 経度141° 24.57' の点 イ 緯度38° 25.23', 経度141° 23.79' の点 ウ 緯度38° 26.19', 経度141° 24.00' の点	女川町 浦宿 大沢 針浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第141号	第1種共同漁業 あかがい漁業 うばがいがい漁業(方言ほっきがいがい) こたまがいがい漁業 ばかまがいがい漁業 なまこ漁業	東松島市 矢本地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.33', 経度141° 14.88' の点 イ 緯度38° 23.62', 経度141° 15.21' の点 ウ 緯度38° 23.30', 経度141° 14.83' の点 エ 緯度38° 23.24', 経度141° 14.88' の点 オ 緯度38° 21.61', 経度141° 13.75' の点 カ 緯度38° 23.50', 経度141° 12.43' の点	東松島市 矢本	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第143号	第1種共同漁業 あかがい漁業 うばがいがい漁業(方言ほっきがいがい) こたまがいがい漁業 はまぐり漁業 ほたてがいがい漁業 たこ漁業 しやこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ふのり漁業 なまこ漁業	東松島市 浜市地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51', 経度141° 10.36' の点 イ 緯度38° 21.79', 経度141° 10.57' の点 ウ 緯度38° 22.00', 経度141° 11.02' の点 エ 緯度38° 20.50', 経度141° 12.66' の点 オ 緯度38° 21.35', 経度141° 13.45' の点 カ 緯度38° 23.39', 経度141° 12.14' の点	東松島市 牛網 浜市	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免許の内容		漁場の位置	関係地区	制限又は条件	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称				
共第144号	第1種共同漁業	あさり漁業 あかがい漁業 こたまがいの漁業 ほたてがいの漁業 しやこ漁業 なまこ漁業	東松島市 野蒜地先	東松島市 野蒜		令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第145号	第1種共同漁業	しやこ漁業 あさり漁業 えむし漁業(方言えさむし) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	東松島市 野蒜地先	東松島市 野蒜		令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第146号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言いがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 ほたてがいの漁業 こたまがいの漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) しやこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 あらめ漁業(方言かじめ) こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほや漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	東松島市 宮戸地先	東松島市 宮戸		令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

次の点ア, イ, ウを順次に結んだ線とによって囲まれた区域  
 ア 緯度38° 22.51', 経度141° 10.36' の点  
 イ 緯度38° 21.98', 経度141° 10.52' の点  
 ウ 緯度38° 21.44', 経度141° 9.46' の点

次の点ア, イ, ウ, エ, オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 ア 緯度38° 21.43', 経度141° 9.38' の点  
 イ 緯度38° 21.42', 経度141° 8.98' の点  
 ウ 緯度38° 21.39', 経度141° 8.28' の点  
 エ 緯度38° 21.53', 経度141° 7.44' の点  
 オ 緯度38° 22.80', 経度141° 7.57' の点

次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サ, シ, ス, セ, ソを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 ア 緯度38° 21.43', 経度141° 9.38' の点  
 イ 緯度38° 21.39', 経度141° 8.28' の点  
 ウ 緯度38° 21.08', 経度141° 7.93' の点  
 エ 緯度38° 20.58', 経度141° 7.99' の点  
 オ 緯度38° 20.32', 経度141° 7.87' の点  
 カ 緯度38° 19.99', 経度141° 7.96' の点  
 キ 緯度38° 19.52', 経度141° 8.11' の点  
 ク 緯度38° 19.05', 経度141° 8.11' の点  
 ケ 緯度38° 18.60', 経度141° 9.75' の点  
 コ 緯度38° 18.57', 経度141° 11.17' の点  
 サ 緯度38° 20.50', 経度141° 12.66' の点  
 シ 緯度38° 22.00', 経度141° 11.02' の点  
 ス 緯度38° 21.79', 経度141° 10.57' の点  
 セ 緯度38° 21.98', 経度141° 10.52' の点  
 ソ 緯度38° 21.44', 経度141° 9.46' の点

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項		制限又は条件	関係地区	存続期間	
	漁業の種類	漁業の名称				
共第147号	第1種共同漁業	あさり漁業 しじみ漁業 えむし漁業(方言えさむし) しゃご漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	漁場の時期 1月 1日から 12月31日まで	漁場の位置 宣城市 松島町地先	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) 次の点ア, イ, ウ, エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し, 松島海岸福浦橋東側基部, 福浦島福浦橋東側基部, 福浦島東南端, 千貫島中央, 尻沙門島南端, 恵比須島中央, 恵比須島中央から雁金島中央見通線と対岸海岸線との交点を順次に結んだ線以内の区域を除く。 ア 緯度38° 21.03', 経度141° 3.56' の点 イ 緯度38° 20.56', 経度141° 4.36' の点 ウ 緯度38° 21.68', 経度141° 7.46' の点	松島町 令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第148号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) ばかがい漁業 うちむらさき漁業(方言よめがい) うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 しゃご漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 あらめ漁業(方言かじめ) あかもく漁業 ほんだわら漁業	漁場の時期 1月 1日から 12月31日まで	漁場の位置 塩釜市 浦戸地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サ, シ, ス, アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.56', 経度141° 4.36' の点 イ 緯度38° 21.68', 経度141° 7.46' の点 ウ 緯度38° 21.53', 経度141° 7.44' の点 エ 緯度38° 21.39', 経度141° 8.28' の点 オ 緯度38° 21.07', 経度141° 7.93' の点 カ 緯度38° 20.58', 経度141° 7.99' の点 キ 緯度38° 20.32', 経度141° 7.87' の点 ク 緯度38° 19.99', 経度141° 7.96' の点 ケ 緯度38° 19.52', 経度141° 8.11' の点 コ 緯度38° 19.05', 経度141° 8.11' の点 サ 緯度38° 18.94', 経度141° 7.25' の点 シ 緯度38° 19.20', 経度141° 6.08' の点 ス 緯度38° 20.07', 経度141° 4.36' の点	塩釜市浦戸 令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免許の内容		たるる	き事項		制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称		漁業の時期	漁場の位置			
共第149号	第1種共同漁業	あざり漁業 かき漁業 しやこ漁業 えむし(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市 宮城郡利府町 浜田, 須賀地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サ, シ, ス, セ, ソ, タを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.03', 経度141° 3.56' の点 イ 緯度38° 20.56', 経度141° 4.36' の点 ウ 緯度38° 20.07', 経度141° 4.36' の点 エ 緯度38° 20.28', 経度141° 4.06' の点 オ 緯度38° 20.08', 経度141° 3.88' の点 カ 緯度38° 19.96', 経度141° 4.12' の点 キ 緯度38° 19.69', 経度141° 3.72' の点 ク 緯度38° 19.44', 経度141° 3.51' の点 ケ 緯度38° 19.37', 経度141° 3.26' の点 コ 緯度38° 19.35', 経度141° 3.12' の点 サ 緯度38° 19.50', 経度141° 2.90' の点 シ 緯度38° 19.59', 経度141° 2.99' の点 ス 緯度38° 19.59', 経度141° 3.00' の点 セ 緯度38° 19.78', 経度141° 3.19' の点 ソ 緯度38° 19.84', 経度141° 3.22' の点 タ 緯度38° 19.92', 経度141° 3.10' の点		塩釜市 多賀城市 利府町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第150号	第1種共同漁業	あざり漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) あかにし漁業 かき漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 あわび漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡 七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.43', 経度141° 3.97' の点 イ 緯度38° 19.44', 経度141° 3.51' の点 ウ 緯度38° 19.69', 経度141° 3.72' の点 エ 緯度38° 19.96', 経度141° 4.11' の点 オ 緯度38° 20.08', 経度141° 3.88' の点 カ 緯度38° 20.28', 経度141° 4.06' の点 キ 緯度38° 20.07', 経度141° 4.36' の点 ク 緯度38° 19.63', 経度141° 4.85' の点 ケ 緯度38° 19.28', 経度141° 4.83' の点 コ 緯度38° 19.36', 経度141° 4.26' の点		七ヶ浜町 代々崎浜 東宮浜 要害	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	免 許 の 内 容		漁業の時期	漁場の位置	免 許 の 内 容		制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称			漁場の区域(経緯度数値は世界測地系による)				
共第151号	第1種共同漁業	あさり漁業 あづまいしき漁業(方言あかさざらがい) あかにし漁業 かき漁業 えいし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	宮城県七ヶ浜 町東宮浜, 要害地先	次の点ア, イ, ウ, エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.30', 経度141° 3.92' の点 イ 緯度38° 19.20', 経度141° 3.22' の点 ウ 緯度38° 19.01', 経度141° 2.89' の点 エ 緯度38° 18.82', 経度141° 2.92' の点	七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		
共第152号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 うに漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	宮城県七ヶ浜 町吉田浜, 花淵浜, 葛蒲田浜, 松ヶ浜, 湊浜地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サ, シ, ス, セ, ソ, タ, チを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.87', 経度141° 4.80' の点 イ 緯度38° 19.21', 経度141° 4.69' の点 ウ 緯度38° 19.09', 経度141° 5.23' の点 エ 緯度38° 18.59', 経度141° 6.13' の点 オ 緯度38° 18.63', 経度141° 6.66' の点 カ 緯度38° 18.05', 経度141° 7.60' の点 キ 緯度38° 17.45', 経度141° 7.63' の点 ク 緯度38° 15.93', 経度141° 5.39' の点 ケ 緯度38° 17.10', 経度141° 4.46' の点 コ 緯度38° 16.38', 経度141° 3.84' の点 サ 緯度38° 16.55', 経度141° 3.70' の点 シ 緯度38° 16.34', 経度141° 3.24' の点 ス 緯度38° 16.18', 経度141° 3.34' の点 セ 緯度38° 16.20', 経度141° 2.66' の点 ソ 緯度38° 16.25', 経度141° 2.66' の点 タ 緯度38° 16.37', 経度141° 2.92' の点 チ 緯度38° 16.71', 経度141° 2.80' の点	七ヶ浜町 吉田浜 花淵浜 葛蒲田浜 松ヶ浜 湊浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		
共第153号	第1種共同漁業	うばがい漁業(方言ほつきがい) こたまがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	名取市閑上, 仙台市地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 14.90', 経度141° 0.60' の点 イ 緯度38° 14.83', 経度141° 1.32' の点 ウ 緯度38° 14.78', 経度141° 1.99' の点 エ 緯度38° 15.04', 経度141° 2.16' の点 オ 緯度38° 15.02', 経度141° 2.62' の点 カ 緯度38° 7.88', 経度140° 57.51' の点 キ 緯度38° 7.92', 経度140° 56.49' の点	名取市 仙台市	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		

公示番号	免許の内容		免許の内容	内容		たるる	ベき事		項	制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称		漁業の時期	漁場の位置		漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)				
共第155号	第1種共同漁業	あかがい漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	名取市 下増田岡上, 仙台市地先	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 緯度38° 7.50', 経度140° 58.11' の点 イ 緯度38° 6.75', 経度141° 0.98' の点 ウ 緯度38° 11.33', 経度141° 2.72' の点 エ 緯度38° 12.82', 経度141° 5.07' の点 オ 緯度38° 14.93', 経度141° 3.69' の点 カ 緯度38° 12.29', 経度141° 0.70' の点	七ヶ浜町 仙台市 名取市 亶理町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで					
共第156号	第1種共同漁業	うばがいの漁業(方言ほっきがい) こたまがいの漁業 しやこ漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜, 岩沼市地先	次の点ア, イ, ウ, エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸 線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03', 経度140° 55.21' の点 イ 緯度38° 2.18', 経度140° 56.78' の点 ウ 緯度38° 7.88', 経度140° 57.51' の点 エ 緯度38° 7.92', 経度140° 56.49' の点	亶理町 荒浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで					
共第157号	第1種共同漁業	あざり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	亶理郡亶理町 吉田, 逢隈, 荒浜地先	次の点ア, イを結んだ線とそれより以南の島の海の最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03', 経度140° 55.21' の点 イ 緯度38° 2.24', 経度140° 54.60' の点	亶理町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで					
共第158号	第1種共同漁業	うばがいの漁業(方言ほっきがい) こたまがいの漁業 はまぐり漁業 しやこ漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜, 吉田地先	次の点ア, イ, ウ, エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸 線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 59.61', 経度140° 54.82' の点 イ 緯度37° 59.82', 経度140° 56.85' の点 ウ 緯度38° 2.18', 経度140° 56.78' の点 エ 緯度38° 2.03', 経度140° 55.21' の点	亶理町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで					

公示番号	免許の内容		漁場の位置	漁揚区域(経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業の種類	漁業の名称					
共第159号	第1種共同漁業	あかがい漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	漁場の位置 亶理郡亶理 町荒浜、吉 田、岩沼市 玉浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 緯度37° 59.24' , 経度140° 57.16' の点 イ 緯度37° 58.85' , 経度140° 59.58' の点 ウ 緯度38° 4.49' , 経度140° 59.83' の点 エ 緯度38° 4.97' , 経度140° 59.94' の点 オ 緯度38° 5.36' , 経度140° 57.25' の点 カ 緯度38° 4.88' , 経度140° 57.14' の点	山元町 山下 坂元 亶理町 荒浜 名取市 閑上	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第160号	第1種共同漁業	うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 しやご漁業 わかめ漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	亶理郡山元町 坂元地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸 線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 53.79' , 経度140° 55.85' の点 イ 緯度37° 53.79' , 経度140° 56.54' の点 ウ 緯度37° 59.82' , 経度140° 56.85' の点 エ 緯度37° 59.61' , 経度140° 54.82' の点	山元町 坂元	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

